

福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る登録審査細則

(総則)

第1条 本細則は、福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る規程第4条に基づき、福岡県総合型地域スポーツクラブ育成委員会（以下「県育成委員会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

(登録審査委員会)

第2条 県育成委員会は、総合型地域スポーツクラブ福岡協議会（以下「福岡協議会」という。）から依頼を受け登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

(登録審査委員会の構成)

第3条 登録審査委員会は、県育成委員会の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、県育成委員会委員長とする。
- 3 委員は、委員長が委嘱する。

(オブザーバー)

第4条 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

- 2 オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

(委員の任期)

第5条 登録審査委員の任期は、県育成委員会の委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(登録審査委員会の招集及び決議)

第6条 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

(登録審査方法)

第7条 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 緊急時の連絡体制図

申請書類④. 規約・会則・定款等

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

- 3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員会が指定する2名以上が実施する。

（登録審査結果の報告）

第8条 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により福岡協議会へ提出するものとする。

（改定）

第9条 本細則は、県育成委員会の会議の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則2 本細則は、令和7年9月16日に改定し、令和8年度登録申請時から施行する。